令和８年第４回見附市教育委員会定例会　議事録

○招集日時　　令和８年８月２４日（月）１６時００分

○招集場所　　見附市役所　４階　４０２会議室

○会議に付した議件

議第６３号　専決処分について（見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について）

議第６４号　見附市学校給食費等の徴収に関する要綱の制定について

議第６５号　見附市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第６６号　見附市放課後児童クラブ充実支援事業補助金交付要綱の制定について

議第６７号　見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第６８号　見附市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第６９号　教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の承認について

議第７０号　令和８年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

○出席者（５名）

教育長		渡邊茂夫
委員		小林弘武
委員		小倉美砂子
委員		齋木可奈子
委員		武田信一

○事務局出席者（９名）

教育部長兼教育総務課長	近　藤　芳　生
市民部長兼まちづくり課長	小　此　鬼　明
学校教育課長	遠　藤　哲　也
こども課長	早　川　雅　美
主幹兼こども課長補佐	山　口　悦　正
教育総務課長補佐	武　石　明　彦
学校教育課長補佐	宮　田　雅　仁
こども課長補佐	矢　澤　明　美
教育総務課主事	内　藤　大　樹

１６時００分　開会

教　育　長

これより、令和８年第４回見附市教育委員会定例会を開きます。

現在の出席者５人全員であります。

教　育　長

日程第１、議事録署名委員の指名をおこないます。

議事録署名委員は、会議規則第２７条の規定により小林委員を指名します。

教　育　長

日程第２、報告１「６月市議会定例会一般質問について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告１「６月市議会定例会一般質問について」を報告いたします。

今回の一般質問の通告で教育委員会関連のものとしましては、信賀議員、小林議員、星野議員、樺澤議員、小坂井議員、五十嵐議員の６名から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、信賀議員から「地域交通の方向性について」質問がありました。

学校再編時の通学手段のひとつとしてコミュニティバスを使用することについて、できる限りコミュニティバスや公共交通の利用することで、誰もが歩いて健やかで幸せに暮らせることができる取組につながることが期待されることから、メリットデメリットを考慮したうえで早期に通学手段をお示しできるようにしたいと答弁しました。

次に、小林議員から「学校再編を契機とした人口減少下のまちづくりについて」質問がありました。

学校再編は一義的には教育環境の充実を目的となりますが、市としての将来の都市

構造や地域づくりを踏まえたまちづくりを進めていく必要があることと、学校再編は単なる施設の統廃合ではなく見附の魅力を高め将来に向けて持続可能なまちづくりを進める契機として将来的に誰もがこのまちで暮らせてうれしいと実感できる見附市の実現に向けて取り組んでいくと答弁いたしました。

次に、星野議員から「学校給食費負担軽減策の今後の見通しについて」質問がありました。

給食費無償化の施策の目的は、大きくは子育て支援策であり、小学生を持つ全ての世帯および今後こどもを生み育てようとする世帯の家計負担の軽減につながり、選ばれる子育て環境に大きく寄与するものと考えており、継続的な負担が増えないように、国基準額について適切な見直しがなされるように様々な機会をとらえて国に要望していきたいと答弁しました。

次に、樺澤議員から「学校を中心としたまちづくりについて」質問がありました。

学校を含む公共施設のあり方については、公共施設最適化に向けた取組においてさまざまな視点から検討をしたうえでとりまとめをすることにしていることと中学校１校化による教育環境の質向上については、最終的に中学校の１校化により見附の未来を担うこどもたちに、より充実した学びの場を提供していくことにつながる未来への投資であり実現に向けて着実に進めていくべきものであると答弁しました。

次に、小坂井議員から「学校給食費無償化の拡充を求めて」と「大型遊具設置に関しての市民の懸念について」質問がありました。

市が負担している学校給食費負担分を県へ財政措置するよう求めることについては、義務教育段階においては自治体間で競争するのではなく全国で平等な教育環境を確保する観点から、国による予算措置を講ずるよう様々な機会をとらえて要望を行っていきたいと答弁しました。

また、大型遊具に関しては、こども計画策定時のアンケートから大型遊具の設置に

至ったものであり大型遊具ありきではなかったことと、大型遊具の設置について様々な課題や声があることは認識しているが、自分の住む学区内に留まらず仲間と学区外に出かけたりして、見附の魅力を発見したり楽しい思い出をつくっていただきたいと答弁しました。

最後に、五十嵐議員から「子育て世帯の“不安の空白”を埋めるオンライン相談体制と５歳児健診の推進について」質問がありました。

専門職の予約制オンライン相談の導入については、対面による相談のニーズが高いことから外部委託等は考えておらず、現在も受け付けているインターネットによる予約制のオンライン相談の周知を積極的におこなうとともに、的確な相談窓口につながるよう情報発信の充実をはかっていくことと、５歳児検診については令和１０年度の本格実施を目指していると答弁しました。

以上でございます。

教　育　長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、次に、報告２「工事請負契約の締結について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告２「工事請負契約の締結について」を報告いたします。

名木野小学校の長寿命化改良工事である　体育館棟建築工事については、６月２５日の第３回見附市議会定例会におきまして、契約の締結について議決されました。

建築工事の契約金額は３億１，９００万円、契約の相手方は株式会社笹原建設、工期につきましては、令和９年３月３１日までででございます。

なお、市議会議決案件ではありませんが、関連工事として機械設備工事の契約金額は８，６６８万円、契約の相手方は旭設備株式会社、電気設備工事の契約金額は３，１３５万円、契約の相手方は株式会社あかりテック、アスベスト対策工事の契約金額は２，３１０万円、契約の相手方は株式会社笹原建設、ＬＥＤ化工事の契約金額は２，７４４万５千円、契約の相手方はあかりテックとなりました。当初予定した長寿命化改良工事に加え、体育館空調整備工事もあわせて実施いたします。

以上でございます。

教　育　長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、次に、報告３、「学校再編準備の取組について」を、教育部長より報告願います。

教育部長

報告３「学校再編準備の取組について」を報告いたします。

「１　相互オープンスクール制度の施行について」ですが、「見附市学校適正配置計画」に基づき、令和９年度から試行する相互オープンスクール制度の説明会を、３小学校を会場に実施しました。主な質疑は記載のとおりです。希望者については、１０月末を１次締切とし、１２月に決定通知送付予定です。

「２　学校再編に伴う学校間交流について」ですが、令和１１年度に学校再編される、見附小学校と見附第二小学校、名木野小学校と上北谷小学校で交流活動として水泳授業の合同実施を行いました。見附小学校と見附第二小学校は見附小の学校プールで水泳授業を行い、名木野小学校と上北谷小学校は上北谷小の学校プールで、プール清掃作業と水泳授業を行いました。

また、市民プールの休止に伴い、これまで市民プールで水泳授業を行っていた名木野小学校１年生と見附特別支援学校中等部については、市内の民間プール施設を活用して水泳授業を行いました。スイミングスクールの指導者が直接、水泳授業の指導を行うことで、教職員の負担軽減並び教科指導の向上につながりました。

以上でございます。

教　育　長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小倉委員

昨年度、名木野小学校は市民プールを利用していたと思いますが、今年度から上北谷小学校へ向かうことになり、スクールバスでの移動や、授業時間内での移動に際して問題はありませんでしたか。

教育部長

移動するバスは借上げバスとジャンボタクシーを利用しました。当日の移動自体はスムーズにおこなわれましたが、天候を事由に当日判断でキャンセルになることが度々あり、課題と感じています。

小倉委員

市民プールであれば名木野小学校から徒歩で向かえたところを、交通手段を使用しないと実施できないような事業体系だと、急な判断は難しいだろうと思います。今後の方針は今年度の実績に基づいて判断されるのでしょうか。

学校教育課長

学校からも意見を伺っているところです。学校現場としては移動時間等が授業時間に食い込むことでスケジュール管理が難しいという事実はありますが、我々のねらいは２年後の統廃合です。現段階から児童が交流できる施策の一つとして水泳授業が適していると考えていますので、交流施策として来年度も継続することになるかと思い

ます。

武田委員

民間プールの活用は今回限りでしょうか。民間活用を拡大していけば学校プール老朽化への対応や教員の負担軽減にも繋がると思いますが、拡大は検討していますか。

教育部長

今後の予定ですが、基本的には継続、できれば拡大もしていきたいと考えています。予算も限られていますので、今年度実績も踏まえながら検討していきたいと思っています。

齋木委員

こどもや保護者の声を聴くと、学校にプールがある児童との回数も含めた経験機会の差に大きく開きがあると感じました。民間活用も含めて、学びの機会に差が出ないよう進むと良いなと思います。

学校教育課長

民間活用は受け入れ側の調整もあり全てをお願いすることは難しい現状があります。そのため、先ほど部長が申し上げましたように少しずつ拡大し、どこまで学校からお願いできるかを検討したいと考えています。

教　育　長

他にご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、次に、報告４、「こども性暴力防止法について」を、学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告４、「こども性暴力防止法について」を、報告いたします。

本年１２月２５日に施行される「こども性暴力防止法」の概要と、今後の取組についてご報告いたします。

学校や保育現場等でこどもを性暴力から守るため、「性犯罪の前科がないか」を国が確認できる仕組みを導入する本法律が成立しました。この法律は、教育や保育に携わる人たちの「性犯罪前科の確認」を義務付け、性犯罪歴のある人をこどもと接する業務から確実に切り離すことにあります。該当する前科が確認された場合、こどもと接する業務に就かせないための「配置転換」など、雇用管理上の措置を講じることが事業者に求められます。

見附市が所管する全ての学校及び保育園などがこの義務対象となります。また、認可外保育施設や放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブなどの民間事業者についても、国の認定を受けることでこの仕組みを活用できる枠組みとなっています。

性暴力防止のために、今後行うべき具体的な取組としては、主に次の３点となります。１点目は現在の従事者や新しく採用する職員について、法令に基づいた確認手続きを行える体制を整えることです。２点目は学校現場におけるこどもや保護者からの相談体制の強化と早期発見の徹底です。万が一、異変を察知した場合は、教育委員会や警察とも迅速に連携し、こどもを徹底して守り抜く仕組みを強化します。３点目は確認された個人情報の厳格な管理と、制度開始に向け、就業規則等の実務上の準備となります。

１２月２５日の施行に向けて、教育委員会では９月以降、各学校園へのガイドラインの周知や、教職員に対する研修会等を順次実施する予定です。

こどもたちが安心・安全に学び、保護者の皆さまが心から信頼できる教育環境を守るため、本制度の円滑な導入に万全を期してまいります。

以上でございます。

教　育　長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、次に、報告５、「令和８年度全国学力・学習状況調査の結果（速報値）について」を、学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告５、「令和８年度全国学力・学習状況調査の結果（速報値）について」を、報告いたします。

今年度の全国学力・学習状況調査結果（速報値）について、ご報告いたします。

中学校は、全ての教科で新潟県、全国平均以上となりました。一方で、小学校は国語、算数ともに県平均と同程度でしたが、全国平均を下回りました。

観点別にみると、小学校国語・算数、中学校国語では、知識及び技能の定着に課題が見られた一方、中学校数学では、思考力・判断力・表現力に課題が見られました。また中学校英語では、自分の考えや理由を書くことに課題が見られました。今回の調査より、言葉の意味や概念を自分のものとして定着させ、それを活用して思考を深める指導の充実を見附市全体で進めていくことが必要であることが分かりました。

以上でございます。

教　育　長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、次に、報告６、「わくわく体験塾について」を、学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告６、「わくわく体験塾について」を、報告いたします。

平成１７年度から実施し、学校・行政だけでなく、市内で活動している市民団体・個人・企業も講座の開設と運営に参加していただき今年で２１回目となりました。

今年度は、総講座数は１４６講座（１６減）、参加者数は１，６３７人（２６０減）でした。

お手元の資料にあるように、市民の森で植物や昆虫などの観察やスケッチをしながら、自然と親しむ活動に没頭するなど、昨年度に引き続き、みつけＪｏｂチャレ教育のひとつとして位置付けながら、こどもたちにわくわく・どきどきする体験活動を数多く提供することができました。

一方で、今年度は参加者数が減少しました。この参加者数は当課で把握している申込み人数となっています。今回の募集の際に事前の日程を確認して、できるだけキャンセルをしないよう強調したところ、念のため別日の同じ講座を申し込むというこどもが少なくなったこと、人気のある講座の抽選に外れ、その講座以外は申込みをしないこどもが多かったことなどが理由として考えられます。

これから、各講座の皆様からのアンケート等を分析し、来年度以降もこどもたちがわくわくするような様々な体験ができるよう検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

教　育　長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

齋木委員

人気のある体験を抽選で漏れてしまった人が、他の体験ができるように２次募集をしているということですか。

学校教育課長

２次募集をかけているのですが、一番人気の食べ物関係の講座に倍率が１０倍近く

集中していて、それが外れたらもう自分は他のものは受けないという児童が今年度は多かったというところです。

教　育　長

他にご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、次に、報告７、「みつけこどもビジネスアイディアコンテストについて」を、学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告７、「みつけこどもビジネスアイディアコンテストについて」を、報告いたします。

今年度のテーマは「誰かの「願い・あったらいいな」を叶える給食メニューを考えよう」です。

昨年度に引き続き、今年度も新潟大学　経済科学部　准教授の伊藤　龍史　様からご指導いただき、思考ツール「エクスカーション」を活用してアイディアを考えます。「エクスカーション」は企業でも取り入れられている、アイディアをイノベーションさせる思考ツールです。また、伊藤龍史様より、誰かの困ったを解決する視点を入れ、また、誰をターゲットにしたアイディアかを明確にするとさらによいアイディアになるとご指導いただき、テーマにその視点を取り入れました。

小学校低学年、中学年、高学年、中高校生の４つの部門にそれぞれ市長賞や教育長賞、商工会長賞を設け、審査し、１１月１５日（日）の見附市 子育て 教育の日に表彰する予定です。

みつけこどもビジネスアイディアコンテストを通して、ふるさと見附についてより深く考え、ふるさと見附を愛するこどもを育むとともに、チャレンジ精神や豊かな創

造性、課題発見・解決力などの起業家精神や起業家的資質・能力を養います。

以上でございます。

教　育　長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小倉委員

市外に通学している高校生や、市外から見附に通っている高校生は応募可能ですか。

学校教育課長

基本的には見附市内の高校へ案内を送付していますが、回答自体は今年度から紙媒体に限らずｗｅｂからも回答ができるよう形式を変更しています。

教　育　長

市外の高校に通われている方には案内していますか。

学校教育課長

案内していません。

教　育　長

自身でホームページを閲覧し応募を希望される方は応募が可能ですか。

学校教育課長

ホームページ上にある応募フォームのリンクから応募いただくことは可能です。

教　育　長

ただ、積極的には案内をしていないという認識でよろしいですか。

学校教育課長

はい。

教　育　長

他にご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、次に、報告８、「子育て支援センターについて」を、こども課長より報告願います。

こども課長

報告８、「子育て支援センターについて」を、報告いたします。

多機能子育て支援拠点施設の新設と、それに伴う市の既存事業の整理について説明いたします。

この新施設の整備に伴い、市が運営する子育て支援施設の今後のあり方を見直し、方向性がまとまりましたのでお知らせするものでございます。

はじめに、新施設の概要についてです。（１）の名称、（２）の所在地は記載されているとおりです。（３）の実施事業は、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター)、一時預かり事業、利用者支援事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度)、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の５つとなります。（４）の期待される効果にありますように、一つの拠点で、相談、交流、預かり、放課後児童クラブなどの複数の機能を兼ね備えることで利便性の向上と、多くの地域で子育て支援事業を展開する社会福祉法人ならではの専門性により、市の子育て支援体制の強化・充実が図れるものと期待しているところでございます。

次に、市の既存事業の整理についてですが、新施設の開設にあわせ、地域全体として持続可能な子育て支援体制を構築するため、以下のとおり、公立の子育て支援センターの配置を見直し、機能集約を行ってまいります。

１点目、新施設のオープンにともない、学校町と新町の子育て支援センターをみどり社会福祉協会の運営する子育て支援センターへ統合し、学校町と新町の子育て支援センターを閉所します。

２点目、今町の子育て支援センターは継続いたします。

３点目、学校町と新町の子育て支援センターで行っていた事業のうち、新施設で行わないものについては、市・こども課が実施を継続します。具体的には、ファミリーサポートセンター事業や休日の一時預かり事業です。ファミリーサポートセンター事業は、市役所４階で実施し、休日の一時預かり事業は今町子育て支援センターで実施します。スケジュールについては記載のとおりでございます。

以上でございます。

教　育　長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

齋木委員

子育て支援センターの閉所に伴い、遊び場としての機能も集約されるのですか。

こども課長

その通りです。少子化によってこどもが減ってきている中で、学校町と新町でお客様の取り合いになっても良くないということで統合を判断しました。

齋木委員

放課後児童クラブと子育て支援センターを兼ねると、低年齢の赤ちゃんから未就学児世代の保護者の足が遠のかないか心配に感じます。

こども課長

我々も同様に懸念しています。開かれた子育て支援センターとなるよう検討しており、放課後児童クラブとは別の入口とするほか、仕切りを作り放課後児童クラブとは区切ったつくりになるよう想定しています。

教　育　長

他にご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、次に、報告９、「見附市中学生の地域スポーツ・文化活動（地域展開）について」を、市民部長より報告願います。

市民部長

報告９、「見附市中学生の地域スポーツ・文化活動（地域展開）について」を、報告いたします。

皆様ご承知のとおり、８月から中学校における土日休日の部活動がなくなり、希望する生徒については有料で地域クラブ活動を実施しています。

会費は月４回程度で２，５００円、月２回程度で１，２５０円、今までの部活動は原則無料でしたが、土日休日の地域クラブ活動は有料となります。

中学生のスポーツ・文化活動全般の愛称として名付けた「みつかるミッケ」は、資料に記載のとおり、「みつけで、こどもたちのやりたいことがみつかる」という姿を表しました。「みつかる」にはみっつのカルチャーという意味も込めており、３つとは、スポーツ、文化、学校体験型という、見附市における中学生のスポーツ・文化活動の３つの柱のことです。

参加者数ですが、８月現在、３学年で市内全生徒数８９３人中２７２人、３０．４％の参加率で、当初想定していた２６．３％よりも約４ポイント高く、全国と比較しても高い数値となっています。

現在の集計値は中学生全３学年の合計ですが、地域クラブには明確な引退という概念はなく、例えば、従来のスポーツ系の部活動では６月で地区大会、県や全国大会まで進んでも８月には引退となりますが、地域クラブ活動では、大会後も希望すれば続けてもよいとされています。そのため、中体連のスポーツ大会が終わった後に引退する中学生もいれば、引退せずに続けている中学生もいます。実際に今３年生でも活動を続けている中学生が２２名います。これも、今までの部活動とは異なる点の１つです。

現在活動している種目のほか、吹奏楽は参加者を募集中で、本格的な開始は来年１月を予定しています。申込は今のところ３名ですが、５０名程度になると予想しています。予想した人数が今後申込・参加すると、見附市は地域クラブ活動全体の加入率がかなり高くなり、中学生の活動機会が少なくならないか危惧していたところを、多くの方から地域クラブ活動に対してご理解いただけたということになるかと思います。また、今後さらに活動を進めるうえでの課題としては、平日指導者の確保が挙げられます。

その他、先ほど述べた「みつかる」の３つのカルチャーに、スポーツ・文化とともに加えた「学校体験型」ですが、これは見附市独自の取組で、中学校の部活動にないような種目、ダンスやピックルボールというニュースポーツ、茶道など、これまでの部活動では触れる機会のない活動にもチャレンジし、自分のしたいことを見つけられるような活動となっています。今年度は各中学校で年３回の実施を予定しています。現段階で４校中３校が各１回開催済みで、アンケートをとったところ非常に好評でした。参加者は各回おおよそ５０名以上、今後も続けてほしい、もっと長い時間やってほしいという意見も多く見られましたので、今後も一つのことに捉われずに、色んなことにチャレンジできる環境を作っていきたいと思っています。

以上でございます。

教　育　長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

武田委員

学校体験型はメジャースポーツ以外にも様々な体験ができて良い活動だと思います。また、活動を続ける中で市を挙げて盛り上げるスポーツが見つかるといいなと思います。

話の中で挙がった、現在地域クラブ活動に残っている３年生２２名は、高校での部

活動に向けて活動を続けるなどの理由で活動を続けているのですか。

市民部長

当然そういう方もいらっしゃれば、中には自身の今後に関係なく、後輩指導のために残ってくれている生徒もいらっしゃいます。

武田委員

地域展開で心配している点が、活動を続ける中で本気で取り組みたいと意欲を持った中学生への対応です。活動期間を閉じないことはそういったこどもの為にも良いのかなと感じました。

小倉委員

問合せ先の表記について、大会で勝ち進んだ際の支援窓口はこれまで通り教育委員会となりますか、もしくは別途支援窓口を設けるのですか。

学校教育課長

今年度まではほとんどが学校単位で大会に参加していたので、大会補助などは学校教育課が窓口として対応していました。今後、地域クラブでの参加となると主体が学校単位ではなくなるので、規則の見直し等が必要と考えています。

教　育　長

方向性は今後検討されますか。

市民部長

まだ今年度の全ての大会が終わっていないので、全て終わった１０月頃、予算要望の時期と合わせて学校教育課と協議を進めます。

小倉委員

大会で勝ち進んだ際に、保護者の資金繰りに不安が残ってしまうことがないよう、こどもが喜んで活動し、保護者が心からこどもを讃えられるように体制整備を進めてほしいと思います。

教　育　長

他にご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、次に、報告１０、「国史跡 耳取遺跡 なつまつり２０２６について」を、市民部長より報告願います。

市民部長

報告１０、「国史跡 耳取遺跡 なつまつり２０２６について」を、報告いたします。

昨年に引き続き２回目の開催となります。県の補助金を受けて実施するものです。日程は９月５日の土曜日、１５時から１９時まで。今年は昨年以上に様々なイベントを準備しています。周知については市内全児童・生徒にチラシを配布しています。国史跡は見附で唯一ですので、ぜひ見附の宝として耳取遺跡に興味を持っていただきたいと思います。

また、整備については計画変更などを進めており、ハード面には未だ着手できない状況ではありますが、まずはソフト事業から様々な方に耳取遺跡を知ってほしいという思いを込めて、まちづくり課と、北谷南部と北谷北部の両コミュニティのご協力を得て実施します。ぜひ教育委員の皆様からもご来場いただけると大変ありがたいと思います。

以上でございます。

教　育　長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、次に、報告１１、「インターネットフォームを通じたこども・若

者からの意見聴取について」を、こども課長より報告願います。

こども課長

報告１１、「インターネットフォームを通じたこども・若者からの意見聴取について」を、報告いたします。

こどもの声を積極的に聞き各種施策に反映していくための取組として、こどもどまんなか条例の理念に基づき、こども若者からの意見聴取を実施します。令和７年度に引き続き、令和８年度も専用インターネットフォームの開設によるアイディアの募集を行います。インターネットフォームの開設は９月１日から３０日までを予定しています。

テーマは、昨年「見附がもっと楽しくなるアイディア」として実施したのですが、商業施設へのニーズとか、自分の住む地域にコンビニがほしいとか、行政がひと工夫して実現可能な意見の聴取が難しかったこともあり、今年度は、第６次総合計画の基本理念にも、魅力たっぷり未来につなげるみんなのみつけ　とありますように、テーマを「教えて！見附のここがＧｏｏｄ」とし、魅力のある見附の中で、こどもたちが一番好きな場所や、制度などを聞いたうえで、好きな部分がこうなればもっとよくなる、という内容を書いてもらい、こどもの声を積極的に聞き各種施策に反映していくための取組としたいと考えております。

以上でございます。

教　育　長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

対象に「小学生から１８歳までのこども」と記載がありますが、１８歳は法律上成人ではないですか。

こども課長

高校卒業までという意味合いで表記したものです。

教　育　長

表記を改めるということでよろしいですか。

こども課長

改めます。

教　育　長

他にご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、以上で報告事項を終了します。

教　育　長

それでは、日程第３、議件に移ります。審議に入ります。

議第６３号、「専決処分について（見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第６３号、「専決処分について（見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について）」を説明いたします。

専決第１２号をご覧ください。見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について令和８年８月１日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

すでに学校運営協議会委員の皆様からは、各校の学校運営に積極的に参画いただくとともに、様々な教育活動に携わっていただいているところであります。その中で、見附特別支援学校において、学校と地域のパイプ役として、学校からの推薦があり、委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認をお願いいたしま

す。任期は令和９年３月３１日までとするものでございます。

なお、見附特別支援学校の学校運営協議会の委員数につきましては、市の規則（第７条）に定められております「８名以内」の定数を遵守していることを申し添えます。

以上でございます。

教　育　長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教　育　長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教　育　長

次に、議第６４号、「見附市学校給食費等の徴収に関する要綱の制定について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第６４号、「見附市学校給食費等の徴収に関する要綱の制定について」を説明いたします。

要綱の制定を行う理由についてですが、令和８年度から給食費公会計化を行うため制定された「見附市学校給食費等の徴収に関する条例」および「見附市学校給食費等の徴収に関する条例施行規則」の施行に関し必要な事項を定めるものです。

条文について、説明いたします。

まず、第１条では本要綱の趣旨について、第２条では用語の定義について、第３条では給食費等の提供に係る申込について、第４条では権限の委任について、第５条では給食費等の通知について規定しています。

第６条と第７条では給食費の減額と年間納付額の調整について、第８条では給食等を受けることができない場合の届け出について、第９条では、学校給食費等の納付について、第１０条では、変更の通知について、第１１条では給食費等の督促について、第１２条では給食費等の免除について規定しています。第１３条でこの要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は別に定めるとしております。

附則におきまして、この要綱は交付の日から施行し、令和８年４月１日から適用するものです。

以上でございます。

教　育　長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教　育　長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教　育　長

次に、議第６５号、「見附市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制

定について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第６５号、「見附市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

要綱の一部改正を行う理由についてですが、令和８年度から、国が子育て支援に取り組む自治体を支援するため、学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を創設したことにともない、今までの多子世帯補助に加えて、小学校給食費無償化・非喫食者補助・中学生給食費補助を行うことで子育て世代に対する負担軽減の支援を行うものです。

改正の内容につきましては、小学校給食費について、国の「給食費負担軽減交付金」基準額と給食費の差額を補助することにより給食費無償化を行うための改正とアレルギーなどにより給食の喫食を停止している非喫食者に対する補助を行うための改正、中学生の給食費に対する一部補助を行うための改正および多子世帯補助について対象の拡大と補助額の改正を行うものです。条文については記載のとおりでございます。

附則におきまして、この要綱は交付の日から施行し、令和８年４月１日から適用するものです。

以上でございます。

教　育　長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教　育　長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教　育　長

次に、議第６６号、「見附市放課後児童クラブ充実支援事業補助金交付要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第６６号、「見附市放課後児童クラブ充実支援事業補助金交付要綱の制定について」を説明いたします。

制定の理由ですが、新潟県放課後の遊び・学び充実支援交付金を活用し、放課後児童クラブが行う体験活動事業及び昼食提供事業の経費を補助することで、児童及び保護者への支援の充実を図るため、補助金交付要綱を定めるものです。

放課後児童クラブが行う体験活動事業の経費を補助することで、共働き家庭の児童が放課後児童クラブを利用しながら豊かな体験活動の機会を得て、もって成育環境による体験活動格差を解消し、児童の健全育成を図ること及び、放課後児童クラブが学校の長期休業期間等に行う昼食提供事業について、昼食提供体制の確保に要する経費を補助することで、事業の実施を促進し、もって保護者の育児と仕事の両立を支援することを目的としています。条文について説明します。

第１条では趣旨を、第２条では目的、第３条では補助対象者、第４条では対象事業、第５条では体験活動事業の実施要件、第６条では昼食提供事業の実施要件、第７条では補助対象経費、第８条では補助金の額、第９条では事業計画、第１０条から第１２

条で交付申請や、決定等について、第１３条のその他でこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるとし、附則におきまして、この要綱は、令和８年４月１日から適用するものです。

以上でございます。

教　育　長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教　育　長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教　育　長

次に、議第６７号、「見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第６７号、「見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由ですが、これまでの補助金交付要綱において、対象となっていた事業「保育所等整備交付金交付要綱」「認定こども園施設整備交付金実施要領」が変更され、「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に含まれることとなったこと、また、

「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」において、保育園や認定こども園が実施対象となる内容があることから、保育所等施設整備において対象範囲を広げるため、改正するものです。条文については記載のとおりでございます。

附則におきまして、公布の日から施行し、改正後の見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の規定は、国の要綱改正適用日に合わせ、令和５年４月１日から適用するものでございます。

以上でございます。

教　育　長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教　育　長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教　育　長

次に、議第６８号、「見附市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第６８号、「見附市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱の一部を改正する要

綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由ですが、補助対象事業を規定するものが国の通知ではなく国の要綱にであったこと、国の要綱の通知の発出日、番号が第一次改正のものとしているため、当初の通知発出日、番号に改めるもの、また、補助金交付額として補助基準額の範囲を規定している国の交付金を子ども・子育て支援交付金から重層的支援体制整備事業交付金に改めるものでございます。条文については記載のとおりでございます。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱の規定は、令和７年度に事業実施している事業者へ補助金を交付する際に、重層的支援体制整備事業交付金により交付しているため令和７年４月１日から適用とするものでございます。

以上でございます。

教　育　長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教　育　長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教　育　長

次に、議第６９号、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の承認について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第６９号、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の承認について」を説明いたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２６条第１項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検と評価を行い、別紙報告書を作成しましたので、ご承認をお願いするものです。

法第２６条第２項では、点検及び評価を行うにあたって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとされていることから、８月７日に教育行政評価委員会を開催し、意見を聴取しております。

別冊の「教育委員会の点検及び評価」について説明いたします。

「見附市教育大綱概要図」をご覧ください。基本理念であります、「ふるさと見附を愛する子どもたちの育成を目指します」「世に役立つことを喜びとする子どもの育成を目指します」の下、４つの基本施策、そのもとに推進する９つの主要施策と、３１の主要事業に分類され、各種具体事業が実施されています。

「評価一覧」をご覧ください。令和７年度は第５次見附市総合計画の最終年度にあたることから、主要施策ごとに総合点検評価を行ないました。各施策ごとに評価シートの番号と評価結果を記載してあります。

次に、シートＮｏ．１から９の評価シートになります。個々の内容についての説明は省略させて頂きますが、評価シートごとに、年度別ＫＰＩ評価と教育行政評価委員からの意見および総合評価を掲載しています。

評価対象９項目のうち評価Ａ（順調に達成）が３項目、評価Ｂ（概ね順調に達成）が６項目でした。

以上でございます。

教　育　長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

今回の点検及び評価は、第５次見附市総合計画後期基本計画に位置付く教育大綱に基づく取組に対する５年間の総合的な点検及び評価ですので、委員の皆様よりご感想など一言ずついただいてもよろしいでしょうか。

小倉委員

５年間の取組が数値化され、表になっているのでわかりやすく、より評価の比較がしやすいように感じます。

既に目標値に達しているものは調査を継続しなくて良いかとも思いましたが、高い評価を維持するためにも継続することは良いことだと感じました。

気になった点として、総合評価ではＣ評価が無いですが、２１ページの中学生共通アンケート「地域やコミュニティ行事に参加しますか」への参加の回答割合はＣ評価となっており、中学生が地域の活動に参加しづらいことが見て取れます。評価が安定している項目よりも、こういった項目を改善することが重要と思いますので、今後も新たな課題を見つけて改善を続けてほしいと思います。

教　育　長

コロナ禍を経て状況が変わってきているところもあります。どういった姿を目指すのか、どういった評価指標が適切なのかを、第６次見附市総合計画に合わせて検討したいと思います。

小林委員

「健やかな体の育成と体力向上」の項目は、評価がＢからＡに転じて、誠にめでたいなと思います。全体的に辛口なのかなと感じていましたが、大事なポイントでＡ評価をいただけて良かったと思います。あとは現場の皆様に力を合わせて頑張っていただくことに尽きるかと思います。

齋木委員

評価シートと評価委員からの意見を見ることで現状がよくわかり、はっとさせられる部分がいくつかありました。特にファミリーサポートセンターの提供会員が６０名いるけれど、実際に活動できる人は１０名程度という部分は、自分も利用しているので驚きました。活動できる人を増やすことはこれから先も大事になると思います。

また、「たくましく生きていく「生きる力」を育成します」では、中学１年生英検５級補助、中学３年生英検３級補助と記載がありますが、今までは級が上がると補助がもらえないと聞いていたのですが、記載が変わったのでしょうか。

学校教育課長

３級補助については途中から追加されたことで間違いありません。

私どもとしても、こどもたちの英語力を高めてもらいたいという願いを持っています。学校で実施する補助のあり方になっており、学校現場の先生方にはご苦労いただくのですが、そのおかげでこどもたちも前向きに取り組んでいるのではないかと思います。

武田委員

全体的にも高い評価で素晴らしいと思います。課題はたくさんあると思いますが、常に課題は発生するものなので、一つずつ時代に合わせて対応いただけたらと思います。

教　育　長

皆様ありがとうございました。では、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教　育　長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教　育　長

次に、議第７０号、「令和８年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。

こども課長、教育部長の順に説明を求めます。

こども課長

議第７０号、「令和８年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を説明いたします。こども課関係部分です。

３款２項１目　児童福祉総務費　子育て支援事業については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食材費、光熱水費、燃料費など物価高騰の影響を受けている市内こども食堂団体や、ファミリーサポート提供会員に支援を行うものです。

内容といたしましては、こども食堂運営補助金として市内３か所に上限として６０万円の１８０万円と、ファミリーサポート利用助成として提供会員へ１時間当たり２００円の上乗せ、１０万円及び案内発送郵便料千円の計１９１万円の増額補正をお願いするものです。

３款２項１目　児童福祉総務費　子育て支援施設整備事業についてでは、１，４９９万９千円の増額として記載してありますが、多機能子育て支援拠点施設　みどりｄｅ　Ｍｏｔｔの整備にかかる当初予算の国県の交付金額の算出誤りによる増額補正をお願いするものであります。なお、国県から市への補助金申請については、交付要綱の規定のとおり、交付金交付額を算定し交付申請を行い、内示決定通知を受領しており、今回の当初予算計上誤りによる、各事業への損失は発生しないものであります。

３款２項２目　児童措置費　認定こども園・小規模保育施設運営事業についてでは、１億９，２３６万６千円の増額でありますが、すみれこども園園舎建て替えにかかる

ので、先ほど説明したものと同様に、当初予算の国の交付金額の算出誤りによる増額補正をお願いするものであります。なお、国から市への補助金申請については、交付要綱の規定のとおり、交付金交付額を算定し交付申請を行い、内示決定通知を受領しており、今回の当初予算計上誤りによる、各事業への損失は発生しないものであります。

当初予算計上誤りについてございますが、補助金担当者の他、担当者とは別の者が交付金交付要綱をしっかりと確認することを徹底し、今後再発防止に努めます。

以上でございます。

教育部長

次に、教育総務課分ですが、１０款２項１目 小学校施設管理費１，０００万円の増額についてですが、事業の概要欄にありますように、令和９年度に今町小学校と見附小学校の体育館空調整備工事を実施するための設計委託費として１，０００万円を補正予算に計上するものです。

なお、市では屋内退避施設となる学校体育館の空調整備工事を順次すすめていくこととしており、原子力災害時の屋内退避施設として「名木野小、今町小、見附小、葛巻小」の整備を優先して行います。その他の学校体育館施設についても令和１１年度までの整備完了を目指します。ただし、国の交付金採択の状況によっては整備年度の変更が生ずる場合もあります。

次に、１０款６項４目 給食センター運営費１，１００万円の増額についてですが、事業の概要欄にありますように、給食調理業務委託料について、平成３０年度からの複数年契約となっているため、近年の上昇している人件費について、実態に即したものとなるよう受託事業者を支援するものです。

以上でございます。

教　育　長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教　育　長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教　育　長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教　育　長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和８年第４回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

（閉会）

１７時２５分　閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教　育　長　　渡邊　茂夫

議事録署名委員　　小林　弘武